

佐渡市立図書館における収集方針、選書、除籍に係る要綱・基準等制定概要

1. 主旨

●現在、佐渡市立図書館・図書室では、具体的な選書、除籍に関する基準等は整備されておらず、市民からも選書方法がわかりにくいとのご意見もある。県内の公立図書館(新潟市、長岡市等)では、収集要綱、選書基準、除籍基準が規定され、市民の方に、よりわかりやすい形で、選書、除籍が行われている。

佐渡市立図書館・室についても、要綱、基準を整備する中で、市民の方から理解を得やすい形で、選書、除籍を行うことを目的とする。

また、各地区の図書館・図書室の特色を持たせた図書館づくりが課題となっているが、選書基準を明確化する中で、各地区図書館・図書室の特色資料を基準として設け、各地区の歴史・文化・総合計画・図書館そのものの歴史を踏まえた図書館の特色づくりを行うことを目的とする。

また、現在は、図書、資料等は除籍後、古紙として廃棄されることがほとんどであるが、除籍基準を制定する中で、除籍後のリサイクル有効活用についても行うことを目的とする。



●令和 4 年 10 月 6 日開催の令和 4 年度 第 2 回図書館協議会で、市民に分かりやすい形での収集方針や、市内の各館室の特色を出すための選書方針特色資料等について制定についてご理解いただき、専門性が高いことから司書、学識経験者、図書館協議会委員によりプロジェクトチームを結成しての制作となった。

【図書館協会意見】

- ・収集方針選書要綱等については専門性が高いことから、市民の意見を聞くまでは必要ない。
- ・PT 委員に郷土・歴史資料に詳しい人を入れてほしい。
- ・図書館の職員の意見を聞いて反映させてほしい。
- ・貴重な資料が誤って廃棄されることのないようにしてほしい。

【プロジェクトチーム】 図書館協議会委員 2 名、図書館司書 3 名、有識者(郷土・歴史)1 名

2. 制定の基準、要綱

(1)佐渡市立図書館収集方針

資料 4-2

『図書館法』第 3 条第 1 項の資料等の収集に関し、国民の知る自由を保障する機関として、『図書館の自由に関する宣言』により自ら作成した収集方針に基づき資料の選択収集を行う。

(2) 佐渡市立図書館資料収集要綱

資料 4-3

この要綱は、「佐渡市立図書館条例施行規則(平成 16 年 3 月 1 日教育委員会規則第 35 号)」に規定する事業を円滑に行うため、佐渡市立図書館における資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

(3)佐渡市立図書館資料選定基準

資料 4-4

この基準は「佐渡市立図書館資料収集要綱」に基づいた資料収集を行うため、資料別の選書基準に関して必要な事項を定めるものとする。

(4)佐渡市立図書館資料除籍基準

資料 4-5

この基準は、「佐渡市立図書館条例施行規則(平成 16 年 3 月 1 日教育委員会規則第 35 号)」第 8 条(資料の廃棄)及び第 9 条(資料の滅失又は損傷)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。